

社長のための勉強

令和3年5月6日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

令和3年度税制改正（住宅取得資金の贈与の非課税）

父母や祖父母からの贈与により、住宅用の家屋の取得の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

この非課税制度は、耐震・省エネ・バリアフリーの家を買うための資金を贈与した時の非課税枠が大きく設定されている一方、それ以外の家は非課税枠が500万円小さく設定されています。

今年の改正により非課税枠が300万円増加しました。高齢者が保有する金融資産を若い世代に移転させ、より消費を刺激しようすることが政府の目的と思われます。

※消費税の税率が10%の場合

住宅用家屋の契約の締結日	改正前	改正後
耐震・省エネ・バリアフリー住宅	1200万円	1,500万円
耐震・省エネ・バリアフリー住宅以外	700万円	1,000万円



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください